平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会社名　豊 和 工 業 株 式 会 社
代表者　取締役社長 坂 野 和 秀
（コード番号 6203 東証･名証第 1 部）
問合せ先 取締役総務部門長 石原啓充
（TEL　052-408-1001）

株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、株式併合(10 株を 1 株に併合)および単元株式数の変更(1,000 株から 100 株に変更)を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は上場会社としてかかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とすることを目的に、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施し、株式併合の効力発生と同時に単元株式数を変更(1,000 株から 100 株に変更)し、かつ発行可能株式総数も 10 分の 1 に変更する予定であります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法

平成 25 年 8 月 1 日(木)をもって、平成 25 年 7 月 31 日(水)の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 10 株につき、1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

発行済株式総数(平成 25 年 3 月 31 日現在)	125,481,348 株
併合により減少する株式数	112,933,214 株
併合後の発行済株式総数	12,548,134 株
併合後の発行可能株式総数	40,000,000 株

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合の条件

平成 25 年 6 月 26 日開催予定の当社第 175 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

２．単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

今回の株式併合により、株主の皆様の議決権等の権利や株式市場での売買の利便性、流動性に影響を及ぼさないよう最大限配慮し、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の最終目標である 100 株に当社株式の単元株式数を変更するものであります。

(2) 単元株式数変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数変更の条件

平成 25 年 6 月 26 日開催予定の当社第 175 期定時株主総会において、本単元株式数の変更等の定款一部変更議案および株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

３．株式併合および単元株式数の変更の日程（予定）

平成 25 年 5 月 14 日(火) ： 取締役会決議日
平成 25 年 6 月 26 日(水) ： 株主総会決議日
平成 25 年 7 月中旬 ： 株式併合公告日
平成 25 年 8 月 1 日(木) ： 株式併合および単元株式数変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 25 年 8 月 1 日(木)ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上、次のように取り扱われますのでご留意ください。

平成 25 年 7 月 26 日(金) ： 現在の単元株式数(1,000 株)での売買の最終日
平成 25 年 7 月 29 日(月) ： 東京証券取引所および名古屋証券取引所における当社の売倍単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 25 年 8 月 1 日(木) ： 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

４．「定款一部変更に関するお知らせ」につきましては、株主総会付議議案を取締役会で決議した後、平成 25 年 5 月 21 日に開示する予定であります。

以 上

添付資料
(ご参考)株式併合および単元株式数変更に関する Q&A

(ご参考)株式併合および単元株式数変更に関するQ&A

Q1 株式併合とはどのようなことですか?

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では10株を1株とすることを予定しております。

Q2 単元株式数とは何ですか?

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数1,000株を100株とすることを予定しております。

Q3 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか?

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単元株式数、すなわち売買単位を最終的に100株にすることを目標としており、当社としてはこれに応えるべく、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものです。

また証券取引所の有価証券上場規程では、投資家にとって望ましい投資単位(株価に単元株式数を乗じた金額)の水準を5万円以上50万円未満としており、単に単元株式数を100株に変更しただけでは、平成25年4月1日現在の株価1株115円で計算すると、投資単位は11,500円となり、望ましい水準を外れることになります。

そこで、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することとし、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合前の株価が1株115円であれば、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となり、投資単位は115,000円となりますので、望ましいとされる水準となることが期待されます。

Q4 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか?

株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000株	1個	100株	1個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	825株	なし	82株	なし	0.5株
例④	9株	なし	なし	なし	0.9株

・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

・例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございませんが、例②、例③に発生する単

元未満株式（例②は10株、例③は82株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取および買増制度がご利用できます。
なお、買増請求につきましては、3月31日（9月30日）の10営業日前から3月31日（9月30日）までの間、受付を停止させていただくほか、当社が別途必要と認める場合、受付停止期間を設ける場合があります。

・例③、④に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の端数に応じてお支払いいたします。
・例④に該当する株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5 株式併合は、資産価値に影響を与えないのですか?

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の1/10となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか?

ご所有株式数は1/10となりますが、1株当たりの配当金を10倍とする予定であるため、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合に伴い端数株式が生じる場合、当該端数株式に係る配当金は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q7 スケジュールはどのようになっていますか？

次のとおり予定しております。

平成25年6月26日(水)	：	株主総会決議日
平成25年7月中旬	：	株式併合公告日
平成25年7月26日(金)	：	現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日
平成25年7月29日(月)	：	東京証券取引所および名古屋証券取引所における当社の売買単位が1,000株から100株に変更されます。株価に株式併合の効果が反映されます。
平成25年8月1日(木)	：	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q８ 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか?

特段のお手続きの必要はございません。

なお、株式併合前のご所有株式が、10 株未満の株式は、株式併合により 1 株未満の端数株式となるため、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の端数に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式の総数が 10 株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

※ 株式併合その他株式に関する各種お手続きに関するお問い合わせ先

①株式併合に関するお問い合わせ並びに住所変更、配当金受領方法の指定および単元未満株式の買取りおよび買増し等の各種お手続きにつきましては、お取引のある証券会社等にお問い合わせください。

②証券会社等に口座がなく、特別口座で管理されている株主様は、下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

三井住友信託銀行　証券代行部

TEL　0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間　9：00～17：00（銀行休業日を除く）